

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
翌日の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 生活保護法による指定医療機関の診療所の廃止
生活保護法による医療機関の指定
保険医の登録
保険医療機関等の指定
国民健康保険法第三十九条第三項の規定による登録があつたものとみなされるもの
結核予防法による医療機関の指定
保安林の指定の解除
都市計画事業の認可
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇公 告 昭和四十六年度鳥取県保母試験の実施
- ◇雑 報 地方職員共済組合の役員の変動

規 則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十二号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則(昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中 (4) しいたけ栽培経営に必要な経費 二年内

を (4) しいたけ栽培経営に必要な経費 三年以内 に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行なわれている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第六百号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	廃 止 年 月 日
伊藤耳鼻咽喉科医院	鳥取市栄町二一七 昭和ビル	耳鼻咽喉科、気管 食道科	昭和四十六年六月 二十九日

鳥取県告示第六百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十六年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名
昭和四十六年 六月三十日	伊藤耳鼻 咽喉科医院	鳥取市吉方温泉町 一丁目六二〇の三	耳鼻咽喉科、 気管食道科	伊藤正夫

鳥取県告示第六百二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十六年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
田川 和光	倉吉市下余戸 一二六ノ一番地	鳥医第一六〇三号	昭和四十六年六月二十五日

鳥取県告示第六百三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十六年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名	指 定 年 月 日
小松 内科	鳥取市今町 一丁目七四三	循環器科、消化器 科、内科	小松 邦光	昭和四十六年 六月 六日
周防内科医院	米子市上後藤字 外浜道東三二四	内科、消化器科、 小児科	周防 俊成	十二日
戸口田整形 外科医院	米子市上福原 一五九四	整形外科、理学診 療科、脳神経外 科、放射線科	戸口田和也	十五日

大石小児科	倉吉市西仲町二六四七	小児科	大石恒善	三十日
上小鴨診療所	倉吉市福山一五三の一	内科、小児科	安梅正威	一日
勝部診療所	気高郡青谷町一四 紙屋六一四	外科、内科、放射線科、整形	窪田哲男	〃
前川齒科医院	鳥取市湖山町字茶屋西土居一三七六の六	齒科	前川邦宏	〃
中村齒科医院	米子市加茂町二丁目八	〃	中村守正	二十三日
東 薬 局	米子市彦名町三 四二三三	〃	東 間子	一日
永井整形外科医院	米子市上後藤一二四の三	整形外科、理学療法科、放射線科、皮膚科	永井睦悌	〃
由良齒科医院	東伯郡大栄町大字由良宿五五六	齒科	神馬 知明	十五日
福部村国民健康保険診療所	岩美郡福部村大字細川六六六の一	内科、小児科	福部村長	〃

鳥取県告示第六百四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十六年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国醫第二九六号	神 馬 知 明	昭和四十六年六月 十五日
鳥国医第一六〇三号	田 川 和 光	〃 〃 二十五日
〃 一六〇六号	大 藏 英 世	〃 〃 七月 五日

指定年月日	名 称	所 在 地	開設者
昭和四十六年七月一日	祝部医院	気高郡気高町浜村一の一	祝部紀穂

鳥取県告示第六百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十六年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字西浜一七五七の七三四、一七五七の七五四から一七五七の七五六まで(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)及び一七五七の七五七

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

空港用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業

二・二・七立町北公園

三 事業施行期間

昭和四十六年七月十六日から昭和四十七年三月三十一日まで

四 事業地

米子市米原一六一六番地の一部

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十号

昭和四十六年第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十六年七月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和四十六年七月十九日 午後三時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 参議院議員通常選挙の結果について

公 告

児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第13条第2項の規定により、昭和46年度鳥取県保母試験を次のとおり実施する。

昭和46年7月16日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験期日

(1) 筆記試験 昭和46年9月14日(火曜日)及び9月15日(水曜日)

(2) 実地試験 昭和46年9月16日(木曜日)又は9月17日(金曜日)のいずれかの日に行なうこととし、受験者が受験すべき日は、受験票で指定する。

2 試験の日時割

月 日	試 験 科 目	時 間
9月14日	児童心理学及び精神衛生	9時10分～10時40分
	児童福祉事業概論	10時50分～12時20分
	看護学及び実習	13時0分～14時30分
	保育理論	14時40分～16時10分
	保健衛生学及び生理学	9時10分～10時40分
9月15日	社会福祉事業一般	10時50分～12時20分
	栄養学及び実習	13時0分～14時30分
	保育実習(学科)	14時40分～15時25分
	保育実習(作文・絵画製作)	15時30分～16時30分
9月16日 9月17日	保育実習(実地)	9時10分～16時0分

3 試験場所

(1) 筆記試験 鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁講堂

(2) 実地試験 倉吉市大平町 鳥取県立保育専門学院
4 受験申請書の提出期間

昭和46年8月1日(日曜日)から8月31日(火曜日)まで

(注) 郵送の場合は、8月31日までの消印のあるものに限り受け付けることとする。

5 受験手続

(1) 保母試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

ア 保母試験受験申請書

イ 住民票の写し

ウ 受験資格を証明する書類

エ 写真(受験申請前6月以内に撮影した名刺判正面上半身のものとし、裏面に氏名を明記すること。)

オ 履歴書

(2) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第41条の2第1項又は第2項の規定により試験科目の一部について免除を受けようとする者は、(1)に掲げる書類のほか保母試験受験科目免除願を提出すること。

なお、他の都道府県で一部科目に合格している場合はその都道府県の合格証明書を、厚生大臣の指定する学校又は施設においてその指定する科目を専修した場合は学長の発行した専修証明書を添付すること。

6 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 1,000円

(2) (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を、保母試験受験申請

書の所定欄にはりつけること。
この場合消印をしないこと。
(3) 既納の手数料は、返還しない。

雑 報

地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号) 第14条第4項の規定
に基づき役員の異動を次のとおり公告する。

昭和46年7月16日

地方職員共済組合理事長 松 島 五 郎

新 任 理事 (非常勤) 會 山 晴 皓

退 任 理事 (非常勤) 白 根 雄 偉

(新任は昭和46年7月1日付、退任は6月30日付)

昭和四年四月十五日第三種郵便認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】